

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号：31302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2016

課題番号：15K17110

研究課題名(和文)新事業の法制度整備における問題発見プロセス：企業家の初期対応とその変容に着目して

研究課題名(英文)Problem finding process of regulation development

研究代表者

尾田 基(Oda, Hajime)

東北学院大学・経営学部・准教授

研究者番号：00709686

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は以下の2点である。(1)既存の戦略論やイノベーション・マネジメント論で検討されてきた外部性概念を検討し、これまでの研究が扱ってきた正の外部性を類型化した。負の外部性は主たる検討対象とされてこなかったが、新事業の成立時には規制を設計し負の外部性に対処すべき局面がある。イノベーション・マネジメント論と公共経済学の学際的問題領域が残されているといえる。(2)本研究では民泊の規制設計プロセスを調査した。規制形成に際しては複数の会議で議論がなされており、ステイクホルダーは会議間の応酬や正統性に気を配る必要がある。

研究成果の概要(英文)：In this study, investigator clarified following two points. (1) This study reviewed the various externality effects considered in previous studies. In the history of innovation management studies, various positive externality effects were considered but negative externality effects were not main issue. However, new businesses often produce negative externalities and require some regulations. There are interdisciplinary research topics between innovation studies and public economics. (2) This study also investigated the regulation development process of online matching services, enabling people to rent short term lodging. There are several types of public meetings, each for different purposes. Stakeholders should understand which meeting will be the main meeting.

研究分野：経営学

キーワード：イノベーション 規制 政策形成 民泊 外部性

1. 研究開始当初の背景

新規性の高い事業では、その事業の法的立場づけが未確定であったり、現行法上違法であると判断されてしまうことがある。イノベーションとはこれまでに社会に存在しなかったような新結合であるために、既存の法律で想定されていない状況がたびたび生じるのである。事業の発展の前提となる法制度を整備するために、企業家はどのような対応をとるのだろうか。また、社会がイノベーションを受け入れその便益を享受するためには、法制度上の問題を早期に発見し、社会的合意形成をしていく必要がある。政治家や行政官、あるいは一般市民は、一見違法にも見える企業家の振る舞いをどう理解していけば良いのだろうか。

研究開始当初の段階でとりわけ重要と思われたのは、企業家と社会規範の関係が原因となって解決されないままに終わるケースである。たとえば、社会制度や慣習にとらわれない企業家は、自由な発想から独創的な新事業を提案できるかもしれない。しかし同時に、社会規範にとらわれない企業家は、法規制を変革させるような地道な説得活動に取り組まないかもしれない。新事業に関連する法制度の問題が発見されるプロセスを検討するためには、社会規範が企業家に突きつけるダブル・バインドを定性的調査によって深く了解していく作業が求められると考えていた。

新規事業が成立し普及していくプロセスで、組織内外の認知や社会制度がどのように変化するかという問題は、古くから検討されてきている (Rogers, 1962; 武石・青島・軽部, 2012)。ただし、問題とされてきたのは社内の資源配分制度や消費者の慣習などの非公式制度が主であり、新事業と既存の法制度の間で生じる問題を正面から取り扱った研究は管見の限り見当たらない。また、法制度と企業家の関係を検討する研究では、経営学であれ政策科学であれ、規制産業のように官民関係が高度に発達した成熟産業の規制緩和に着目することが多い (秋吉, 2007; 深谷, 2012)。

その他、新制度派組織論では制度変化の担い手として制度企業家 (institutional entrepreneur) を想定した議論が多く見受けられるが、これらの研究と本研究は2つの点で異なっている (Dimaggio, 1988)。第1に、制度企業家は制度変化が目的そのものに近いアクターとして想定されている。本研究の想定する企業家の目的は事業の存続であり、法制度の変化はそのための手段に過ぎない。第2に、制度企業家論では、制度変革を企図する制度企業家がなぜ制度から自由であることが可能なのかという問題設定がなされている (Garud, 2007)。本研究は、企業家が制度から自由であることが、制度変化に際して問題になりうるという立論を行っている。本研究と制度企業家論は、類似の現象を

対象としながらも異なる問題関心にあるといえよう。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下の3点に大別できる。

(1) 市場環境と法制度環境の特徴についての整理

新事業開発活動と規制や政策の提案活動とでは、企業家に要求される能力や志向性が異なると予想された。事業開発活動は、基本的に自由意思に基づく契約の連鎖であり、意思決定の結果は市場により評価される。企業家は自身の望まない事柄に対しては、説得して変える自由だけでなく、退出し契約しない自由がある (Hirschman, 1970)。他方で、法制度の変革や政策形成プロセスのような公共圏における討議は、本来的には相互の了解が重んじられる (Habermas, 1992)。参加の自由度や、評価の明快さにおいて市場環境とは大いに異なる環境であろう。このように、2つのタスク環境の違いを、既存研究と関連づけながら特徴を整理することが第1の目的であった。

(2) 企業家の埋め込まれている社会制度的環境が、問題認識に与える影響

企業家は法制度以外にも、日常的に様々な社会制度や人的ネットワークに埋め込まれている。たとえば、地域社会と密接な関係にある企業では、社会的責任の果たし方や振る舞い方を経験している場合、初めて生じた法的問題について行政官と対話する場合に、大きく戸惑うことはないかもしれない。逆に、ベンチャー企業の経営者仲間におけるコミュニティが日常的に大きな影響を与えている場合には、身勝手な振る舞いも一種の規範であり、行政官との対話は異文化との交流に近いかもしれない。このような問題発見のコンテクストを理解することが第2の目的であった。

(3) 企業家の問題意識が政策的問題として翻訳されるプロセスの理解

政策形成とは、企業家のニーズがそのまま政策として実現されるわけではなく、そのニーズが行政上に取り上げるべき政策課題として行政官や政治家によって再解釈されていくプロセスである。事業上の問題関心が社会的意義・政策的意義へと言い換えられていくプロセスを理解するとともに、その翻訳プロセスで企業家や行政官以外にどのようなアクターが関係しているのかを理解することが第3の目的であった。

3. 研究の方法

既存研究を元にした理論的整理と、事例研究とを並行して行うこととした。理論面では、

主要概念である外部性に関する整理と、説得過程で行われるレトリックの体系化について部分的な成果を得ることができた。

事例研究では、既に帰結が明らかになっているケースと、現在進行中のケースの両方を扱うことで、レトロスペクティブなバイアスを軽減する措置をとることとした。調査事例は具体的に下記の3つである（未公開のものを含む）。

- (1) 音楽産業におけるナップスターが果たした役割についての歴史的研究
- (2) 民泊に代表されるシェアリングエコノミーの規制設計と交渉過程に関する研究
- (3) カジノ解禁に伴う賭博関連業の規制変化の事例（統合型リゾートの可否だけでなく、民説民営の賭博業が解禁されることによる公営ギャンブルやパチンコ業界、ソーシャルゲーム業界などへの波及効果の検討）

このような研究成果を得られたものの、元々の研究計画で想定していた自由市場的意思決定観と行政組織における合意形成的意思決定観を対立的に考える図式については全面的に見直す必要が生じた。詳細については次節で述べる。

4. 研究成果

- (1) 態度変容問題については要再検討

研究計画当初に想定していたほどには、企業家は行政とのコミュニケーションに際して戸惑わない傾向が確認された。

行政担当者や学識経験者との直接コミュニケーションの中から、政策形成上の作法を直接学習するケースや、業界団体等の社会的ネットワークでの付き合いによって学習するケース、そもそも企業組織の中での説得活動と行政組織への対応がそれほど異なるケースなどが確認された。自由市場無政府主義のような極端な価値観は日本ではあまり見受けられず、むしろ民間企業と行政が相互浸透していると理解すべきなのかもしれない。あるいは、研究計画当初のように市場か合意形成かの2極で分類するのではなく、市場と民間組織と行政組織の3類型による整理を考えた方がよいのかもしれない。

行政の説得を諦めたケースについては、あまり標本数が集まらなかったと共に、断念した理由の識別をどう行えばよいのかという問題が未解決である。文化的・気質的理由による断念なのか、経済合理的に考えて割に合わないが故の断念なのか、その両方が組み合わさっているのかといった理由を識別する方法が見当たらないまま未解決となっている。

- (2) 外部性概念の整理

規制を必要とする理由の1つである外部性概念についての整理に目処が付いたことは本研究期間における主たる成果の一つであ

る。従来のイノベーション・マネジメント論や経営戦略論などの経営学領域では外部性概念の中でも主に正の外部性への着目がなされてきた。それらを拙著「外部性概念の諸相：イノベーション・マネジメント論の観点から」では、(1) B to C の外部性、(2) B to B の外部性、(3) C to C の外部性の3通りに整理した。

B to C の外部性とは、生産者と最終消費者との間で取り交わされる取引が、主に他の生産者や消費者に与える正の外部性のことであり、普及局面におけるネットワーク外部性やその典型例である標準獲得競争、補完財関係などの外部性が含まれる。

B to B の外部性は、直接・間接の取引関係にある企業同士の間で生じる外部性のことであり、中小企業らは近接立地することで自在に提携相手を替え、少量・多品種・短納期といった多様で難しい注文にも柔軟に対応することができるようになる（柔軟な専門化）。また、製造業同士の近接立地だけでなく、法務や人事労務などの専門サービスを提供する各種企業や、人材を供給する大学、リスク資本を提供するベンチャーキャピタルが近接立地することで得られる外部性も B to B の外部性に含まれる。

さらに、住民同士による自発的な公共財生産（C to C の外部性）や、高度専門職従事者やクリエイティブ産業の従事者が職業人としてではなく生活者として都市に及ぼす外部効果（いわば B as C の外部性）も近年では検討の対象に含まれるようになってきている。

本研究は、これらの外部性に加えて、負の外部性を検討対象に加えようとする試みであると位置付けることができる。無論、企業倫理論や社会的責任論の観点から、企業がもたらす負の外部性について律しようとする視座の研究は多い。しかし、企業の戦略的視座から負の外部性について検討した研究は数少ない。先行研究では、成熟した規制産業における規制緩和プロセスなどを対象とした研究が主であり、社会的に新規性の高い事業がもたらすであろう負の外部性に対して、どのように規制設計がなされるかについては未知の部分が多い。

拙著では、事業の新規性と政策課題としての新規性を区別することで、制度設計の難しさを4つの類型に分類した。制度設計の難しさは、関係するステイクホルダーが特定可能かどうか、問題となる論点が特定できるかどうかによって構成される。

新規事業に対する規制設計という問題領域は、公共経済学とイノベーション・マネジメント論の学際的問題として検討可能であり、規制設計のために必要なデータ収集の設計や、自然実験的環境を検討するなど、公共経済学の貢献する余地は大きいと考えられる。

(3) 説得活動におけるエビデンスとレトリック

政策形成過程の議論を確認する際に重要なのは、その議論でどのような根拠や言い回しが使われているかということである。企業家は自社の利益を主張するのではなく、事業の有益性や公益性、あるいは社会的に害を及ぼさないことを示すための様々な証拠や材料が必要となる（エビデンス）。ところが、事業化以前の段階ではこれらの証拠を十分に集めることは難しい。このような状況で重要になるのがレトリック（弁論術）である。

新事業の社会的正当化に際して、レトリックは、何よりもまず、エビデンスを集めるための時間稼ぎの弁明のために必要である。業界団体を設立したり、白書を作ったりすることにより行政官が政策形成するための環境とエビデンスが蓄積されるまでには一定の時間と労力が必要となる。法律のグレーゾーンで事業経営する時間を稼ぐためには様々な申し開きが求められる。

また、社会から寄せられる将来の不安に対しては、そもそも反論に足るだけのエビデンスを用意しようがない場合もある。このような場合にも説得的なレトリックが求められる。

逆に、エビデンスが用意できた場合にも、情報の受け手はそのエビデンスの中身の全てを理解して受け取るわけではない。往々にして、「このようなエビデンスがある」と主張するレトリックこそが説得の要所となることもある。

レトリックには論証的な手法も、感情や善悪、審美感に訴えるなど様々な手法があるが、ことに「新事業の正当化とその反駁」というコンテキストにおいては、典型的なレトリックを類型化することが可能であると筆者は考えている。たとえば、正当化側において「Aが認められているのなら、Aと類似の特徴を持つBも認められるべきだ」というレトリックはレトリック論でいうところの「類似性による主張」としてカテゴライズできるし、反対派による「Xのような些細なルールも守れないような企業はきっと更に大きなYという問題を生じさせるに違いない」といったレトリックは「より強い理由による議論」にカテゴライズできる。

用例採取は継続中であるため、最終的にどのような整理体系となるのかは未知数な部分が残るが、既存のレトリック論やその社会的応用を行ってきた研究群と、本研究の関係に一定の整理をすることができたのが現段階での成果である。

(4) 民泊のマッチングサービスの登場と旅館業法等の規制再設計

近年、エアビーアンドビー（Airbnb）に代表されるようにインターネット上で民家を宿泊場所として貸し出す貸し手と、ホテル代わりの宿を探している借り手をマッチング

させるサービスが台頭している。このようなサービスの存在は、既存の旅館業法や消防法等の規制が想定していなかったサービス形態であり、日本では2015年から2017年にかけて規制設計に関する議論と政策形成が急速に進められた。

各種ステイクホルダーの利害関係と行動を調査した結果、明らかになったのは、民泊が合法化されると地方の旅館業にとっては望ましくない結果をもたらすことは明らかであったにもかかわらず、初期の段階では反対の活動が弱かったということである。

これは、地方ではまだ民泊がそれほど普及していないために、民泊のデメリットが緊迫した問題として認識されないということが一因である。さらに、政策決定の場もまた霞ヶ関という地理的・労力的に限定されたローカル・コンテキストの中で行われるために、地方の旅館業の利害以外の理由に左右されやすい環境で意思決定が行われることから生じているのだと推測される。

ホテル・旅館業界による民泊合法化反対の動きが活発になったのは政策形成過程の終盤になってからであった。省庁主催の検討会において議論するのではなく、国会議員への陳情を用いることにより、最終的には民泊の営業日数を年間最大180日に限定することに成功したのである。

政策形成の場は、規制改革を旨とする官邸主導の会議から利害関係者の調整の場である省庁主催の検討会、さらには与党議員によるの与党内部会など様々な場で複線的に議論される。最終的な立法の場こそ国会に一本化されるものの、その前段階のプロセスでは政策形成の場自体をどこが主導するかという「場の応酬」ともいえる駆け引きがある。以上のような発見事実が民泊サービスの規制形成過程の調査から明らかとなった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

尾田基

「政策形成の場の応酬：民泊サービスの規制形成過程を事例として」

『経営・会計研究』(21) 37-47 2016年12月

尾田基

「外部性概念の諸相：イノベーション・マネジメント論の観点から」

『国際公共経済研究』(27) 26-34 2016年9月

尾田基

「規制変化と2つのローカル・コンテキスト

民泊マッチングサービスを事例に」
『東北学院大学経営学論集』(8) 1-17 2016
年7月
<http://id.nii.ac.jp/1204/00023868/>

〔学会発表〕(計 8 件)

尾田基

「社会的規制の前段としてのネット炎上：新
事業提案に伴う批判情報の非対称性」
CIRIEC 国際公共経済学会第 5 回春季大会
2017 年 3 月 11 日

尾田基

「イノベーションと法規制：企業家の違法行
為がもたらす潜在機能について」
文部科学省科学技術・学術政策研究所弥生セ
ミナー 2017 年 3 月 8 日

尾田基

「政策形成の場の応酬：民泊サービスの規制
形成プロセスを事例として」
国際公共経済学会次世代研究部会第 4 回夏合
宿「仙台一番町会議」 2016 年 9 月 18 日

尾田基

「日本の経営実践における nudge」
2016 年社会情報学会(SSI) 学会大会 2016
年 9 月 11 日

尾田基

「マスメディアにとっての政府・行政：経営
学から見るメディア論」
CIRIEC 国際公共経済学会 第 4 回春季大会
次世代研究部会セッション 2016 年 3 月 5 日

尾田基

「情報社会における予言と相対速度」
社会情報学会 2015 年 9 月 12 日

尾田基

「情報社会の予言と相対速度」
国際公共経済学会次世代研究部会(情報社会
と政策形成研究会) 2015 年 6 月 20 日

尾田基

「制度変革におけるアドボカシー・チャンネル
の多様性：行政上行われる会合の使い分けに
着目して」
日本経営学会東北部会 2015 年 6 月 11 日

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://odahajime.jp/>

http://researchmap.jp/hajime_oda/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

尾田 基(Oda, Hajime)

東北学院大学 経営学部 准教授

研究者番号：00709686